

厚生労働大臣 武見 敬三 様

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の見直し等を求める要請

立憲民主党 厚生労働部門
立憲民主党 障がい・難病プロジェクトチーム

障がい者の生活を維持するために必要不可欠な障害福祉サービスの報酬改定にあたっては、すべてのサービスが安定的に提供され、従事者の賃金が改善し、深刻な人手不足に直面する事業所の人材確保が可能となるよう配慮すべきです。

しかし、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、現場の支援実態を顧みない報酬体系の導入、基本報酬の減額等が行われ、事業所の運営はより厳しいものとなっています。厚生労働省は、サービス提供実態に応じた基本報酬を設定し、重度障がい者への専門的支援を評価する等の各種加算を拡充したと説明していますが、現場の実態と合っておらず、質の高い福祉を提供する事業所を正当に評価するものになっていません。特に、生活介護、就労継続支援 B 型、グループホームについては、多くの事業所で基本報酬が減額となり、中でも加算要件を満たすことが困難な小規模な事業所にとっては、運営に重大な支障をもたらす改定内容となっています。

政府は、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行以降、障害福祉サービス等の国の予算額が4倍近くになったことを強調し、制度の持続可能性の確保の観点からメリハリのきいた報酬体系とすべきと主張しますが、そもそも、日本の障害福祉関係予算の水準は低く、未だ約1%にとどまっている障害福祉等に係る公的支出の対 GDP 比について OECD 平均の2%の水準を目指す必要があります。

今回の報酬改定は、事業所の運営を不安定にし、既に危険水域に入っている人手不足を更に深刻にし、障がい者の生活が脅かされる事態を引き起こします。よって、3年後の次期報酬改定を待たず、以下の事項を速やかに実施するよう強く要請します。

要請事項

1. 生活介護や児童の通所事業について、1時間刻みの報酬設定を見直し、基本報酬の減額と加算による補填ではなく、基本報酬を大幅に引き上げること。
2. 就労継続支援 B 型について、平均工賃月額 15,000 円未満の基本報酬を減額する等の成果主義の強化を見直し、障がいの重い人たち等、支援度のより高い人たちを受け入れている事業所に対して適切な評価を行うこと。
3. グループホームについて、区分6を除いて総じて減額するという支援の実態と合わない報酬体系を見直し、基本報酬を引き上げること。
4. 障害福祉等に係る公的支出の対 GDP 比について OECD 平均である2%の水準を目指すこと。
5. 立憲民主党が衆議院に提出している「介護・障害福祉従事者処遇改善法案」の趣旨を踏まえ、早急に従事者の処遇改善を実現すること。

以上